

○中標津町公園条例施行規則（抜粋）

昭和 44 年 9 月 19 日規則第 8 号

（使用料等の減免）

第 8 条

条例第 13 条に規定する使用料又は占用料の全部又は一部の減免を受けようとするものは、公園使用料（占用料）減免申請書（様式 7）を町長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 町長は、使用料又は占用料の全部又は一部の減免を許可したときは、使用料（占用料）減免許可書（様式 7 の 2）を交付する。
- 3 有料公園施設の使用料を減免する場合は、次のとおりとする。
 - (1) 町内の小学校、中学校及び義務教育学校が主催する学校行事に使用する場合（免除）
 - (2) 学校体育団体が主催する事業に使用する場合（免除）
 - (3) 幼稚園又は保育園が保育活動に使用する場合（免除）
 - (4) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に規定する障害者が使用する場合（免除）
 - (5) 社会教育団体等が主催する事業に使用する場合（減額又は免除）
 - (6) スポーツ少年団等指導者として町長が認めたもの（免除）
 - (7) その他町長が公益上特に必要と認めた場合（減額又は免除）
- 4 前項第 4 号の規定に該当する者については、身体障害者手帳、証明書、療育手帳又は診断書等を入場の際提示することにより、申請に代えることができる。

なお、「(7) その他町長が公益上特に必要と認めた場合（減額又は免除）」として挙げられるものとして、以下の場合を減免対象とする。

- ・町内小中学校の部活動及び小中学校生が所属し町内で活動する文化スポーツ少年団等の団体による利用（免除）